

# 実際の購入金額の確認フロー

## 受注者

- 実際の購入金額でスライド額算定を希望
  - ・対象品目及び対象材料を申出※
  - ・実際購入先を含まない2社以上の見積り提出※

④ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて  
□ 工期内の代表的な月（1か月以上）とする  
※ 見積有効期間は、実際に「現場に搬入された月」もしくは「購入した月」を含むものとする

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出

## 第1段階

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

### <チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
  - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1か月以上）の単価で確認
- ④ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」最も安価となる

**「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料**

### 実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

## 第2段階

**「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料**

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

### <チェック項目>

- ①か②以内であることを確認
  - ① 「実際の購入金額の単価」  
（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
  - ② 「実勢価格の単価（落札率考慮）+ 30%」  
（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均+ 30%）
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

### <確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査期間へのヒアリング等

**実際の購入金額の妥当性が確認できない**

### 実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

**実際の購入金額の妥当性が確認できる**

**実際の購入金額にて算出**

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

